○○○認定こども園運営規程

　（施設の名称等）

第１条　施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

⑴　名　称　　○○○認定こども園

⑵　所在地　　川越市・・・・・

　（施設の目的及び運営方針）

第２条　○○○認定こども園（以下「当園」という。）は、小学校就学前子ども（以下「児童」という。）を受け入れ、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満３歳以上の児童に対する教育並びに保育を必要とする児童に対する保育を一体的に行い、これらの児童の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

２　当園は、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものになるように努めるものとする。

３　当園は、児童との信頼関係を十分に築き、児童が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、児童と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする。

４　当園は、川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第６３号）その他の関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

上記目的及び運営方針は参考例です。各園の方針に合わせて記載してください。

　（利用定員）

第３条　当園の利用定員は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| クラス | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 | 合計 |
| １号 | － | － | － | ○人 | ○人 | ○人 | ○○人 |
| ２号・３号 | ○人 | ○人 | ○人 | ○人 | ○人 | ○人 | ○○人 |
| 合計 | ○人 | ○人 | ○人 | ○人 | ○人 | ○人 | ○○人 |

　（提供する教育・保育等の内容）

第４条　当園は、子ども・子育て支援法（平成２４年８月２２日法律第６５号）（以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年６月１５日法律第７７号）その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成２６年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第１号）に基づき、児童の発達に必要な教育・保育の提供を行う。

　（子育て支援）

第５条　当園における子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

　（職員の職種、員数及び職務の内容）

第６条　教育・保育の提供に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、員数について、基準を下回らない範囲で増減することがある。

⑴　施設長　１人

施設長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、児童を全体的に把握し、園務をつかさどる。

⑵　保育教諭　○○人

　　　保育教諭は、児童の教育及び保育をつかさどる。

⑶　調理員　○人

　　　調理員は、献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

⑷　学校医　○人

　　　学校医は、児童の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談及び指導を行う。

⑸　学校歯科医　○人

　　学校歯科医は、児童の心身の健康管理を行うとともに、定期歯科診断、職員及び保護者への相談及び指導を行う。

⑹　学校薬剤師　○名

　　学校薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談及び指導を行う。

　２　前項に掲げるもののほか、運営上必要と認めるときは、その他の職種を配置することができる。

・運営規程では、各園の実態に合わせて規定することが基本ですが、職員数が変動する都度運営規程を改正する必要が生じないよう、第１項ただし書きを追加することも可能としています。

・調理業務の全部を委託する認定こども園については、調理員を配置する必要はありません。

（学年及び学期）

第７条　当園の学年は４月1日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　前項の学年は次の学期に分ける。

⑴　第１学期　　４月１日から○月○日まで

⑵　第２学期　　○月○日から○月○日まで

⑶　第３学期　　○月○日から３月３１日まで

（教育・保育を提供する日）

第８条　当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

２　前項の規定に関わらず次に掲げる日を休業日とする。

⑴　教育標準時間認定に係る休業日

　ア　土曜日

　イ　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

　ウ　春季休業日　　○月○日から○月○日まで

　エ　夏季休業日　　○月○日から○月○日まで

　オ　冬季休業日　　○月○日から○月○日まで

　カ　学年末休業日　○月○日から○月○日まで

　キ　○○記念日　　○月○日

⑵　保育時間認定に係る休業日

　ア　年末年始　　　１２月２９日から翌年の１月３日まで

　イ　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

・保育時間認定については、上記以外に休園日を設けることは原則認められません。施設側の都合で休園日を設けることが無いようにしてください。

（教育・保育を提供する時間）

第９条　教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

⑴　教育標準時間認定に係る教育時間

　　　○時○○分から○時○○分までとする。

　　　ただし、上記以外の時間帯において、保護者が必要とする場合は、○時○○分から○時○○分まで又は○時○○分から○時○○分までの範囲内で、預かり保育を提供する。

⑵　保育標準時間認定に係る保育時間

　　　　○時○○分から○時○○分までの範囲内で、支給認定を受けた保護者（以下「保護者」という。）が保育を必要とする時間とする。

　　　ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、○時○○分から○時○○分まで又は○時○○分から○時○○分までの範囲内で、延長保育を提供する。

⑶　保育短時間認定に係る保育時間

　　　○時○○分から○時○○分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

　　　ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、○時○○分から○時○○分まで又は○時○○分から○時○○分までの範囲内で、延長保育を提供する。

保育標準時間認定に係る保育時間は11時間、保育短時間認定に係る保育時間は8時間を設定し、その前後で延長保育を実施する際はそのそれぞれの開始時間及び終了時間を設定してください。

　（利用者負担その他の費用の種類）

第１０条　保護者は、当園の利用に当たっては、保護者の居住する市町村長が定める利用料を支払うものとする。

２　保護者は、第１項に定めるもののほか、保育を提供する上で必要となる費用として、別表第１に掲げる費用を負担する。

３　当園は、延長保育の提供に当たっては、別表第２に掲げる費用を徴収するものとする。

４　当園は、預かり保育の提供に当たっては、別表第３に掲げる費用を徴収するものとする。

５　当園は、保護者から前４項の規定による費用の支払を受けた場合には、当該保護者に対し、領収書を交付するものとする。

上記のほか、川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第65号）第13条第3項に該当する費用を上乗せ徴収する際には、その費用徴収について規定を追加してください。

（利用の開始に関する事項）

第１１条　法第１９条第１項第１号に掲げる児童について、利用定員を上回る申込みがあった場合は、公正な選考を行うものとし、選考方法については、あらかじめ保護者に明示するものとする。

　　法第１９条第１項第２号及び３号に掲げる児童について、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じるものとする。

（利用の終了に関する事項）

第１２条　当園は、次の場合には教育・保育の提供を終了するものとする。

⑴　子ども・子育て支援法第１９条に定める支給要件に該当しなくなった場合

⑵　保護者から当園の利用に係る取消しの申出があった場合

⑶　前２号に規定するもののほか、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場

　合

（休園、退園、転園に関する事項）

第１３条　保護者は、休園、退園又は転園しようとする者は、園長に届け出るものとする。

園の実情に合わせて規定してください。

（緊急時における対応方法）

第１４条　当園は、教育・保育の提供を行っているときに児童の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は主治医に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

２　当園は、保育の提供により事故が発生した場合は、川越市及び児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

４　当園は、児童に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

　（非常災害対策）

第１５条　当園は、非常災害に備えて、消防計画等の非常災害に関する具体的な計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

　（虐待の防止のための措置）

第１６条　当園は、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

　（記録の整備）

第１７条　当園は、教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

⑴　教育・保育の実施に当たっての計画

⑵　提供した教育・保育に係る提供記録

⑶　川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第６５号）第１９条に規定する市町村への通知に係る記録

⑷　保護者等からの苦情の内容等の記録

⑸　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

　（その他運営に関する重要事項）

教育・保育の実施に当たっての計画とは、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で作成することとされている、全体的な計画、長期的及び短期的な指導計画、個別指導計画、学校保健計画、食育計画等を指します。

第１８条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　　※　施設の運営に必要と思われる重要事項について、記載する。

附　則

　この規程は、平成○○年○○月○○日から施行する。

別表第１　教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
| 物品購入費 | 通園かばん | １個　　　　　　　　円 |
| 連絡帳 | １冊　　　　　　　　円 |
| 名札 | １個　　　　　　　　円 |
| クレヨン | １個　　　　　　　　円 |
| 行事参加費 | 遠足代 | １回　　　　　　　　円 |
| 観劇費 | １回　　　　　　　　円 |
| お泊り保育費用 | １回　　　　　　　　円 |
| 給食費 | 主食費（3歳児以上） | 月額　　　　　　　　円 |
| 通園費 | 通園バス代 | 月額　　　　　　　　円 |
| その他 |  |  |

上記は例示です。各園で徴収するものについて規定してください。その都度変動する性質のものである場合には「実費」という形で規定することも可能です。ただし、その場合は徴収の都度、その金額の根拠を提示したうえで費用徴収する必要があります。

別表第２　延長保育に係る利用者負担

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認定区分 | 延長保育利用時間 | 金額 |
| 保育標準時間認定 | ○:○○～○:○○ | ○○○円／○○分 |
| ○:○○～○:○○ | ○○○円／○○分 |
| 保育短時間認定 | ○:○○～○:○○ | ○○○円／○○分 |
| ○:○○～○:○○ | ○○○円／○○分 |

延長保育の料金に月額の利用料を設定している場合は、その料金についても記載が必要です。

別表第３　預かり保育に係る利用者負担

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用日 | 利用時間 | 金額 |
| 平日 | ○:○○～○:○○ | ○○○円／１回 |
| 土曜及び長期休業日 | ○:○○～○:○○ | ○○○円／１日 |

園の実態に合わせて記載してください。